



町民税
県民税

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

大洗町長 殿 年 月 日 提出	① 申請者	住所または 所在地			特別徴収義務者 指 定 番 号		
		氏名または 名 称		連 絡 先	係 名		
					氏 名		
					電 話		
地方税法第321条の5の2及び町税条例第46条の3の規定により町民税・県民税特別徴収の納期の特例について承認の申請をします。							
② 特例の適用を受けようとする税額		年 月 以後の特別徴収税額					
③ 申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の 人数 ()内は、臨時勤務者に係る者		年 月	(人)	年 月	(人)		
		年 月	(人)	年 月	(人)		
		年 月	(人)	年 月	(人)		
④ ③欄のうち大洗町に住所を有する者の氏名 ()内の臨時職員を除く							
⑤ 現に町民税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由							
⑥ 申請の日前 1 か年以内に納期の特例について、承認の取消を受けたことの有無		有 ・ 無 (年 月 日) ※ 有の場合、その月日を記入して下さい					

※ 町 処 理 欄	処理区分	却下の理由	起 案		年 月 日		備考	
	承 認		決 済		年 月 日			
			施 行		年 月 日			
			課長	課長補佐	係長	係員		
	却 下						徴収簿 処理	

申請についての注意事項

1 納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払を受ける人が常時10人未満(大洗町在住問わず)の特別徴収義務者です。

※「常時10人未満」とは、平常時に給与の支払を受ける者が10人に満たないということです。繁忙期に臨時に雇い入れた人数は含めません。

(2) この特例の適用を受けるためには、町長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けると、支払給与、退職所得等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月～11月までに徴収した税額 : 12月10日

12月～5月までに徴収した税額 : 6月10日

※ 10日が土曜、日曜、祝日の場合は、これらの日の翌日

(4) 申請のあった月から納期の特例が適用されます。(3)の各期間の中途において適用を受けた場合には、その月分から期間の最終月分までに徴収した税額を、その期間の納入期限までに納入することになります。

(5) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届出なければなりません。

(6) 滞納や著しい納付遅延があるような場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けていても滞納や納付遅延があると、承認を取り消されることがありますのでご注意ください。

2 申請書の書き方

(1) 「①」欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には事務所または事業所等の所在地及び法人名並びに代表者氏名を記入してください。

(2) 「②」欄には、申請月以降で特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

(3) 「③」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人数を記入してください。臨時の勤務者があるときは、その人数をそれぞれ()に記入してください。
(給与の支払を受けている者全員について記入してください。大洗町の納税者のみではありません。)

(4) 「④」欄には、大洗町に住所を有する者の氏名を記入してください。

(5) 「⑤」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

(6) 「⑥」欄には、1年以内における納期の特例取消の有無、取消があった場合は、その年月日を記入してください。